

【基準適用面積一覧】建築物移動等円滑化基準面積早見表

条例で追加した用途・基準		基準に係る適用規模[単位㎡] ※1														令和7年6月1日施行				
建築物移動等円滑化基準等	特別特定建築物	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	備考	
		特別支援学校	公立小中学校	学校 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等学校、専門学校を除く)	各種学校・専修学校	病院	診療所	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	集会場又は公会堂	展示場	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	ホテル又は旅館	事務所 ガスの利用する官公庁	保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公庁	共同住宅、寄宿舍又は下宿	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(左記以外のもの、これらに類するもの)	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
1	令11	廊下等	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	200㎡かつ10室(以下■)	1000	0	3F以上、かつ500㎡以上1000㎡未満又は1000㎡以上(以下▲)	0	0	0	
2	令12	階段	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
3	令13	傾斜路	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
4	条16	廊下、階段(両側手すり)、傾斜路(弱視者への配慮)	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
5	条17	トイレ(弱視者への配慮)	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
	令14	トイレ(階ごとに設置)	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
6	令14・条17	車いす使用者トイレ	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
7	条17-1-5	大型ベッド	0				0		1000	1000		1000	1000 ※2	0						※2
8	令14	オストメイト用設備(簡易型を含む)	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
9	条17-4	オストメイト用設備(簡易型不可)	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	0	1000	1000	1000	1000	
10	条17-2-2	便所(ベビーチェア)					0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
11	条17-2-3	便所(ベビーベッド)					0		1000	500		2000	1000 ※2	0						※2
12	条17-2-4	一般便所(オストメイト、ベビーベッド)					1000		1000	1000		2000	2000 ※2	0						※2
13	条17-2-5	一般便所(車椅子簡易型便房)					1000		1000	1000		2000	2000 ※2 ※3	0						※2 ※3
14	条17	便所(火災警報装置)	1000				1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000 ※4	1000		1000	1000	1000	1000	※4
	令15	劇場等の客席							0	0										
15	令16・条18	ホテル旅館の客室(車いす使用者用客室・聴覚障がい者用客室)											25室以上							
16	条18-2-4	ホテル旅館の客室(パトランプの設置)											25室以上							
17	令17	敷地内の通路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	令18・条18の2	駐車場	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
19	条18の2	駐車場(屋根)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	0	2000	2000	2000	2000	
20	条18の3	浴室又はシャワー室	0				0	100					200㎡かつ10室 ※5			0			0	※5
21	令20	標識(昇降機、便所、駐車場)	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
22	令21	案内設備	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
23	条21の2	案内設備(電光掲示板)												0						
24	令22 条21の3	視覚障害者移動等円滑化経路(案内設備までの経路)	0				0	100	0	0	500	100	■		0		0		0	
25	条21の3	視覚障害者移動等円滑化経路(道の点字ブロックと接続)	0				0	100	0	0	500	100	■		0		0		0	

※1 バリアフリー法の適用面積は 2000 ㎡以上(公衆便所は 50 ㎡以上)

※2 宿泊者以外の利用施設のある旅館又はホテルの場合

※3 車いすで利用可能な便房 130 cm × 200 cm 等

※4 共用部のみ

※5 共用浴場のみ

特別特定建築物	建築物移動等円滑化基準等	ツ		テ		ト		ナ		ニ		ヌ		ネ		ノ		ハ		ヒ		フ		ヘ		ホ		マ		ミ		備考
		の	に	く	の	遊	博	公	飲	自	理	郵	自	車	の	公	公	複	備													
26	令19-1	経路全般 (段差解消、エレベーター等を設置)	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000	※8														
27	令19-2 条19-2-1	出入口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1000															
28	条19-2-1	出入口 (音声誘導)	1000 ※7			1000					1000		0					※7														
29	条19-2-1	主要出入口 (自動扉又は引戸)	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000															
30	令19-2 条19-2-2	廊下等	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000															
31	条19-2-2	廊下等 (託児施設)	1000		1000																											
32	条19-2-2	廊下等 (授乳施設)	1000		1000	100							100																			
33	条19-2-2	廊下等 (休憩スペース)	5000		5000	5000							5000																			
34	令19-2	傾斜路	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000															
35	条19-2-3	駐車場	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000															
36	令19-2 条19-2	バリアフリー対応 エレベーター	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	50	1000	1000	※6														
37	条19-2-4	エレベーター (火災時管制運転装置)	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000															
38	令19-2	特殊な昇降機	0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000															
39	令19-2	敷地内通路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1000															
★	上記を除く基準		0	500	1000	0	500	100	50	100	100	500	0	1000	0	1000	1000															

※1 バリアフリー法の適用面積は 2000 m²以上(公衆便所は 50 m²以上)
 ※6 左記面積規模以上の場合に施行令第 18 条第 2 項第 5 号、条例第 19 条第 2 項第 4 号の規定を適用
 ※7 体育館・水泳場のみ
 ※8 ただし、1 階でも 2 階以上でも同じサービスが受けられる場合に限り 500 m²未満であれば免除(条 19)